

群馬大学共同教育学部附属教育実践センター運営委員会規程

令和 2.4.1 制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター（以下「センター」という。）規程第 10 条第 2 項の規定に基づき、群馬大学共同教育学部附属教育実践センター運営委員会（以下「委員会」という。）について、必要な事項を定める。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの運営の基本方針に関すること。
- (2) センターの予算に関すること。
- (3) その他センターの重要事項に関すること。

(組 織)

第 3 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 学部・附属学校連携推進室子どもサポート活動推進委員長
- (4) 学部・附属学校連携推進室学部・附属学校共同教育研究推進委員長
- (5) センターの主担当を命ぜられた教員 2 人
- (6) 群馬大学教育学部常置委員会に関する内規第 4 条に規定する各部（センター長の属する部を除く。）から選出された教員 各 1 人計 3 人
- (7) 共同教育学部附属学校から選出された教員 1 人
- (8) 学部長が指名する教員 若干人

(任 期)

第 4 条 前条第 5 号から第 8 号の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、第 3 条第 1 号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副センター長がその職務を代行する。

(会 議)

第 6 条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 7 条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第 8 条 委員会の事務は、共同教育学部事務部において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、学部長が行う。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。